

3. 寄附者が寄附金控除を受けるための条件 及び必要な手続

① 所得税

1. 寄附者全員に適用(包括指定)
2. 所得税の確定申告を行うこと。

② 個人住民税

1. 寄附者が居住する自治体（都道府県、市区町村）（*）が指定する寄附金であること。
 2. 所得税の確定申告を行うこと。
若しくは、個人住民税の寄附金控除のみを受ける場合は、住民税に関する申告を行うこと。
- (*) 寄附者が、寄附を行った翌年1月1日現在の居住地。（住民登録の地にかかわらず、税申告する際の居住地。）

【地方税法 第294条】

③ 相続税

1. 寄附する財産は、相続や遺贈で取得したこと。
 2. 相続財産を、相続税の申告期限（相続開始から10ヶ月以内）までに寄附していること。
 3. 相続税の申告を行うこと。
- ※ 寄附受領者（NHO）が、寄附を受けた日から2年を経過した日までに、その財産を公益を目的とする事業の用に使っていない場合は適用除外となるので、十分な留意が必要です。

地方税法

（市町村民税の納稅義務者等）

第二百九十四条（略）

- 一 市町村内に住所を有する個人
 - 二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- 2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。
 - 3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課すことができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知つたときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。
 - 4 前項の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課すことができない。

平成 年 月 日

独立行政法人国立病院機構

豊橋医療センター院長 殿

寄附申出者 住所

氏名



電話

寄 附 申 込 書

下記のとおり (独) 国立病院機構豊橋医療センターに寄附します。

記

一 寄附の目的

二 寄附金品の名称、数量及び価格（金銭にあっては、金額）

三 寄附の予定年月日

四 寄附の方法

五 その他

備考

- 「四 寄附の方法」については、金銭の金融機関振込、寄附品の現物寄附等ご寄附いただく方法をご記入ください。
- ご寄附に条件等がございます場合には、「五 その他」にご記入ください。

独立行政法人国立病院機構 寄付受入規程《抄》

(寄附受入の条件)

第3条 国立病院機構は、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄附を受け入れることができない。

- 一 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること
- 二 寄附による研究の結果得られた知的財産等を寄附者に譲渡し、または使用させること
- 三 寄附金品の使用について、寄附者がその会計を検査すること
- 四 前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者が国立病院機構に対してその他の反対給付を求めること
- 五 寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部または一部を取り消すことができるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。
 - 一 寄附金品の受入れに伴い、国立病院機構の経費支出が著しく増大するおそれのあるもの
 - 二 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条に規定する反社会的勢力からのもの
 - 三 法令により寄附が禁止されている者からのもの
 - 四 その他理事長が適当でないと認めるもの